平成２８年（フ）第８９号
青森市佃１丁目14番37号　メゾンタートル103号
債務者　松田ゆき子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６３号
青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野９番地24
債務者　黒瀧　弘光
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第３４１号
名古屋市中川区小本本町２丁目107番地の２レオパレス小本本町101号
債務者　小田　雄士
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３６号
佐賀市神野東４丁目５番13号　有料老人ホームきらめき
債務者　安達　弘美
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７２号
佐賀市多布施４丁目17番432号　多布施第２団地
債務者　日高　安明
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７３号
佐賀市今宿町13番17号
債務者　松永　敏雄
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７４号
佐賀市今宿町13番17号
債務者　松永　宏子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８３号
佐賀市鍋島５丁目６番２―446号　県営医大西団地
債務者　宮野　　馨
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９６号
佐賀市川副町大字鹿江227番地１　小副川貸家５号
債務者　大隈　寛子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
佐賀市光２丁目８番113号
債務者　蒲原　弘美
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６２２号
愛知県日進市三本木町一番割564番地１ラ・ティファール302
債務者　後藤　峻輔
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８号
山口県周南市花陽２丁目14番32号
債務者　田邉　建介
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第２９号
山口県周南市花陽２丁目14番32号
債務者　田邉　美子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第４３号
山口県周南市大字徳山6633番地の30　ロジュマン新堀202号
債務者　田邊　　津
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１４３号
和歌山市梅原119番地７
債務者　𠮷岡　尚彦
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６６４号
札幌市白石区南郷通３丁目北５番23号　フィオーレ白石Ａ―102号
債務者　藤井　哲也
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６９８号
札幌市東区北30条東13丁目３番５号　Ｎハイム30―304号
債務者　小原伸一郎
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７１７号
札幌市北区屯田４条５丁目７番11―303号
債務者　斉藤　　梓
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部